

国民健康保険

☑ 保険年金課

国民健康保険は、病気にかかったり、けがをしたときに安心してお医者さんにかかるよう、経済的な負担をお互いに助け合う社会保障制度のひとつです。

国民健康保険の加入対象者

世帯主がまとめて加入手続きを行い、1人に1枚の保険証が交付されます。

一般	職場の健康保険や後期高齢者医療制度に入っているかた、生活保護を受けているかたを除くすべてのかた
退職者医療制度	厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられるかたで、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上であるかた（平成27年3月31日までに加入のかたが対象）
70歳以上の医療	70歳になられると、保険証とは別に自己負担割合（1・2割または3割）を示す「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます（70歳に達した日の翌月から適用されます）

国民健康保険の手続き

国民健康保険の加入対象者に該当するようになったり、該当しなくなったときは、14日以内に届け出をしてください。手続きには、窓口に来るかたの身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カードなど官公庁発行の顔写真が付いたもの）、世帯主および該当者のマイナンバーのわかるものが必要です。

	こんなとき	手続きに必要なもの
加入するとき	転入したとき	認印、年金手帳
	職場などの健康保険をやめたとき	認印、健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書）、年金手帳
	生活保護を受けなくなったとき	認印、保護廃止決定通知書、年金手帳
	子どもが生まれたとき	認印、母子健康手帳、扶養するかたの保険証
	外国籍のかたが加入するとき	在留カード
やめるとき	転出するとき	認印、保険証、年金手帳
	職場などの健康保険に加入するとき	認印、国民健康保険と職場の両方の保険証
	生活保護を受けるようになったとき	認印、保険証、保護開始決定通知書、年金手帳
	死亡したとき	認印、保険証
そのほか	市内で住所が変わったとき	認印、保険証
	世帯主が変わったとき	
	氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	認印、世帯主以外のかたが申請する場合は委任状
	保険証を紛失したとき ※世帯主申請	
	修学のため子どもがほかの市区町村に住むとき	
退職者医療制度の該当になったとき		

国民健康保険税の納付

保険税は、国や県の補助金と同様に国民健康保険事業の運営を支える貴重な財源です。保険税は前年の所得金額や当該年度の固定資産税額、世帯の加入者数などにより算定し、保険税として世帯主に課税されます。保険税の納税義務者は、世

帯主自身が国民健康保険に加入されていない場合でも世帯主になります。また、65歳以上で年金受給者世帯の世帯主であるかたは、年金から天引き（特別徴収）されます。対象となる年金は、老齢年金や退職年金などで、年金の年間受給額が18万円以上であり、介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金受給額の2分の1を超えない場合に限りです。

国民健康保険の給付

種類	こんなとき
高額療養費	同じかたが同じ月内に同じ医療機関に一定額以上の自己負担金を支払った場合、その超える額について国民健康保険が負担します。ただし、差額ベッド代や食事代、歯科自由診療などは対象になりません。
出産育児一時金	国保の加入者が出産したときに支給されます。妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給されます。出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払う「直接支払制度」が導入されています。また、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合には、16,000円が上乗せして支給されます。 ※ほかの医療保険から出産育児一時金が支給されるかたは、国保から給付を受けることはできません。
葬祭費	国保の加入者が亡くなったときは、その葬儀を行ったかたに葬祭費が支給されます。
療養費	緊急のときややむを得ない理由で保険証をもたずに診療を受けたとき（海外での治療を含む*）などは、申請により支給されます。また、医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代、はり、きゅうなどの費用の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けることができます。申請の際は、医師の証明書（同意書）や領収書が必要となります。 *海外療養費について 海外の病院などで病気やけがの治療を受けた場合、日本国内同様の療養費の支給が受けられます。支給額は、日本国内で同様の病気にかかった場合の国民健康保険で扱う範囲内です。ただし、治療を目的とした海外診療は支給対象外となります。 なお、申請時に必要な書類などは、次の通りです。 1. 診療内容明細書（診察を受けた病院の医師による証明） 2. 領収書 3. 療養費申請書 4. 保険証 5. パスポート 6. 認印 7. 世帯主名義の振込先の確認できるもの ※1.および2.の書類が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文（翻訳者の住所・氏名を記載）が必要です。

特定健診

特定健診は、40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームやその予備群となるかたを早期に発見し、生活習慣病を未然に防ぐことを目的として実施しています。

●特定健診内容

身体測定（身長・体重・腹囲測定）、血圧、血液検査（血糖・脂質・肝機能検査）、尿検査（尿糖・尿たんぱく）など

●健診に必要なもの

特定健診受診券、保険証

人間ドック等の健診

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に人間ドック、併診（人間・脳）ドックの助成を実施しています。